

越前市民パブリック・コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関して、必要な事項を定めることにより、市の説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画機会の充実に図り、より開かれた市政運営を行うことを目的とする。

(パブリック・コメント制度)

第2条 市の基本的な政策等の策定に当たり、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民の意見及び情報（以下「意見等」という。）を受け、市民から提出された意見等の概要及び市の考え方等を公表する一連の手続をパブリック・コメント制度という。

(定義)

第3条 本制度における「実施機関」とは、市長及び教育委員会をいう。

2 本制度における「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者

(実施対象)

第4条 本制度の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策の方向性を定める行政計画の策定
- (2) 広く市民に適用される基本的な制度を定める条例の制定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、実施機関は、本制度を実施しないことができる。

- (1) 市民の意見等を聴取する手続が法令等で定められている場合
- (2) 緊急を要すると認められる場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

(意見募集要領の公表等)

第5条 実施機関は、次に掲げる事項を記載した意見募集要領を作成し、市民に公表するものとする。

- (1) 政策等の案件名及びその案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期限
- (3) 政策等を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (4) 市民が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料
- (5) その他意見等の募集に必要な事項

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 市役所本庁、今立総合支所、中央図書館、今立図書館及び実施機関の担当課（以下「所管課」という。）での資料の縦覧
- (2) 市広報紙及び市ホームページへの掲載
- (3) その他実施機関の長が適当と認める方法

3 実施機関は、前項第1号又は第2号の方法により第1項の規定による公表を行うときは、事前に市議会に通知するものとする。

（手続の予告）

第6条 実施機関は、必要と認めるときは、前条第1項の規定による意見募集要領の公表の前に、パブリック・コメントの手続について予告することができる。

2 前項の規定による予告は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 市役所本庁、今立総合支所、中央図書館、今立図書館及び所管課での資料の縦覧
- (2) 市広報紙及び市ホームページへの掲載
- (3) 報道機関への発表
- (4) その他実施機関の長が適当と認める方法

3 実施機関は、前項第1号から第3号までの方法により第1項の規定による予告を行うときは、事前に市議会に通知するものとする。

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、意見募集要領を公表した日から20日以上の間を設けて、市民から意見等の提出を求めるものとする。ただし、第5条第2項第3号の方法により意見募集要領を公表するとき又は20日以上の間を設けることができない特別の事情があるときは、20日未満の間とすることができる。

2 前項に規定する意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) その他実施機関の長が適当と認める方法

3 意見を提出しようとする市民は、次の 事項を明らかにしなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 本市の区域内に住所を有しない者にあつては、勤務先又は通学先
(意見等の概要及び実施機関の考え方の公表等)

第 8 条 実施機関は、政策等に係る意思決定を行うに当たっては、市民から提出された意見等を十分考慮しなければならない。

2 実施機関は、前条の規定により市民から意見等の提出があつた場合において、必要と認めるときは、その概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、個人又は団体の権利その他正当な利益を害するおそれのある意見等にあつては、その一部又は全部を公表しないことができる。

3 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 市役所本庁、今立総合支所、中央図書館、今立図書館及び所管課での資料
の縦覧
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 議会への報告
- (4) 報道機関への発表
- (5) 市広報紙への掲載
(意思決定した政策等の公表)

第 9 条 前条の規定は、実施機関が政策等に係る市の意思決定を行った場合について準用する。

(意見等の提出者への通知)

第 10 条 実施機関は、第 8 条第 2 項（前条において準用する場合を含む。）の規定により公表した考え方又は意思決定した政策等を、意見等を提出した市民に通知する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 17 年越前市告示第 44 号)

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年越前市告示第 4 号)

この告示は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 23 年越前市告示第 143 号)

この告示は、平成 23 年 12 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 24 年越前市告示第 79 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 3 日から施行する。(平成 24 年越前市告示第 79 号により、この規程の文書種別を告示の形式から令達文書であるその他の規程に切り替えた。)

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。